

○議長（吉田敏郎）

日程第8 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

報告書の説明を担当課長に求めます。

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

それでは報告第7号を御覧ください。

専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）。

町長の専決処分に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により別紙のとおり専決処分したので地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和元年11月5日提出、開成町長、府川裕一。

1 ページおめくりいただきまして、2枚目の専決処分書を御覧ください。

専決処分書。

町長の専決処分に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和元年10月7日、開成町長、府川裕一。

町は、精神障害者保健福祉手帳の更新誤りによって与えた被害の損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償の額、金1万3千654円。

2、損害賠償の相手方、神奈川県足柄上郡開成町。

原因となる事実でございます。町は、相手の方から平成30年4月3日付けで精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の更新を受けまして、同年5月11日付けで神奈川県から手帳交付の通知を受けていましたが、当時の担当者の異動によりまして相手の方への更新通知と福祉課にある福祉総合システムへの入力を行っておりませんでした。

相手の方は、手帳の有効期限が切れているものと解釈され、令和元年6月13日付けで申請をされましたが、神奈川県から平成30年に既に更新済みであり、手帳の有効期限が令和2年6月30日であるとの指摘を受けました。平成30年の町の不適切な事務処理によりまして相手の方に本来は不要であった手帳の更新に関する費用の負担が生じる損害を与えたものでございます。

町長の専決処分事項に関する条例第1号の規定による法律上の義務に属する損害賠償の額について1件50万円以内のものを定めることに基づきまして専決処分を行ったものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、以上で報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）の報告を終了とします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会します。

皆様大変お疲れさまでした。

午前10時54分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員